

岩手県山岳協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この協会は、岩手県山岳協会という。

第2条 この協会の事務局は、会長が指定する場所におく。

第2章 目的及び事業

第3条 この協会は、加盟団体相互の融和と親睦をはかるとともに、正しい登山を指導普及して、その健全な発展をはかり、あわせて社会体育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 登山の技術の研究と指導
- (2) 登山道徳及び自然保護の啓蒙普及
- (3) 大会、講習会及び研修会などの実施
- (4) 指導員の養成及び認定
- (5) 山岳遭難防止対策の推進
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項

第3章 組織

第5条 この協会は、岩手県下の地域団体、職域団体、大学及び高等学校などの山岳団体をもって組織し、日本山岳協会及び岩手県体育協会に加盟する。

第4章 加盟及び登録料

第6条 この協会に加盟をしたい団体は、加盟手続きと同時に加盟料及びその年の登録料を納入しなければならない。

2 加盟料及び登録料は、次のとおりとする。

一般団体及び大学	加盟料	1,000円
	登録料(年額)	15,000円
高等学校	加盟料	1,000円
	登録料(年額)	10,000円

3 登録料は、毎年すみやかに納入しなければならない。

第5章 資格の喪失及び除名

第7条 この協会の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 登録料を2年分滞納したとき
- (3) 除名されたとき

第8条 この協会の加盟団体は、次の事項に該当したときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

この協会の名誉を傷つけ、又は、この協会の目的に反する行為のあったとき。

第9条 この協会を退会したとき、又は、除名されたときには、理由の如何にかかわらず登録料は返却しない。

第6章 役員

第10条 この協会に、次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 若干名
評議員 若干名
理事長 1名
常任理事 若干名
監 事 2名

ただし、必要により副理事長若干名をおくことができる。

第11条 会長及び副会長は、総会で選任する。

- 2 会長は、この協会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 評議員は、総会で選任する。

- 2 評議員は、会長及び常任理事会の諮問に応じ、助言する。

第13条 理事長は、総会で選任し、常任理事は、理事長の推薦により会長が委嘱する。

- 2 理事長は、常任理事会の議決にもとづき、会務を統轄する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織し、この協会の業務を決定し、執行する。

第14条 監事は、総会で選任する。

- 2 監事は、この協会の会計を監査する。

第15条 この協会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、会長が委嘱する。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第7章 名誉会員、顧問及び参与

第16条 この協会に、名誉会員及び顧問をおくことができる。

- 2 名誉会員及び顧問は、常任理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第17条 この協会に参与をおくことができる。

- 2 参与は、次の各号に該当する50歳以上の者で、会長が認めた者とする。
 - (1) 登山活動に関心があり、協会の事業に理解のある者
 - (2) 地域で後進の育成に継続的に携わった者
 - (3) その他会長が特に認める者

第8章 総会

第18条 総会は、この協会の最高議決機関で、加盟団体を代表する代議員2名で構成する。

ただし、参集の人員をもって総会構成することができる。

- 2 総会は、毎年1回、会長が招集しなければならない。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第19条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算について
- (2) 事業報告及び収支決算について
- (3) 役員を選任にすること。
- (4) 規約の改廃にすること。
- (5) 加盟料及び登録料にすること。
- (6) その他、協会の業務に関する重要事項について

第9章 執行機関

第20条 この協会に、事務局、事業部、指導部、登山普及部、選手強化部及びその他をおき、常任理事がこれを分担する。

第9章の2 委員会

第20条の2 この協会に次の委員会をおく。

- (1) 指導委員会

第10章 経理

第21条 この協会の経費は、加盟料、登録料、交付金及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

第22条 この協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第11章 附則

第23条 この規約を執行するため、常任理事会の議決を得て、別を定めることができる。

第24条 この規約は、昭和16年7月21日から施行する。

昭和36年4月1日改訂	昭和37年4月1日改訂
昭和38年7月12日改訂	昭和41年3月20日改訂
昭和43年2月4日改訂	昭和46年2月28日改訂
昭和51年1月1日改訂	昭和58年1月1日改訂
平成7年2月18日改訂	平成18年2月3日改訂